

# 医療法人等に係る所得金額の計算書 記載の手引等

埼玉県・県税事務所

目次	1 医療法人等の法人事業税課税所得金額の計算の概要……………	p 1
	2 医療法人等に係る所得金額の計算書等記載の手引……………	p 2
	3 所得金額の計算の基礎としない収入金額の明細記載の手引……	p 6
	4 償却資産の売却収入等経費の戻入と認められる収入金額の 明細記載の手引……………	p 6
	5 土地等の譲渡所得等の明細記載の手引……………	p 7
	6 生活保護法及び介護保険法の規定に基づく介護サービス等 に係る収入金額について……………	p 8

## 第1 医療法人等の法人事業税課税所得金額の計算の概要

医療法人等の法人事業税課税所得金額の算定方法の概要は、下記のとおりです。

- 1 社会保険診療に係る収入金額及び経費の額とその他の収入金額及び経費の額とを明確に分け、帳簿書類等も別々に作成している場合

次の方式により法人事業税課税所得金額を算定します。

$$\text{総所得等} = (\text{社会保険分の収入金額} - \text{社会保険分の経費の金額})$$

- 2 社会保険分の収入金額に係る経費の額とその他の収入金額に係る経費の額とを区分することが困難な場合

次の方式により、法人事業税課税所得金額を算定します。

$$\text{総所得等} = \left( \text{課税基礎所得等} \times \frac{\text{社会保険分の収入金額}}{\text{医療保健業の総収入金額}} \right)$$

### (1) 用語の意味

ア 総所得等とは、地方税法施行規則第6号様式別表5の「再仮計⑰」に記載すべき金額をいいます。

イ 課税基礎所得等とは、原則的には総所得等と同じ金額をいいますが、総所得等のうちに益金又は損金の額として計算した土地又は土地の上に存する権利（以下「土地等」といいます。）の譲渡益又は譲渡損（以下「土地等の譲渡益等」といいます。）がある場合、当該土地等の譲渡益等を控除した後の金額をいいます。

ウ 医療保健業の総収入金額とは、原則として次に掲げる金額以外の収入金額をいいます。

- (ア) 各種引当金の戻入額及び準備金の取崩しによる益金算入額
- (イ) 土地等の譲渡に係る益金算入額
- (ウ) 従業員の社宅等の使用料収入及び従業員の食事代収入
- (エ) 税金の還付額（充当された額を含み、還付加算金の額を含みません。）
- (オ) 償却資産の売却収入（売却時の帳簿価額を超えない部分の額に限ります。）  
その他経費の戻入と認められる金額
- (カ) リベートの額として収入に計上した額

エ 社会保険診療に係る収入金額とは、地方税法第72条の2第3項に列挙されている社会保険関係法律等に基づく医療について支払いを受けるべき金額をいいます。

オ 自由診療に係る収入金額とは、社会保険診療に係る収入金額以外の診療等に係る収入金額をいいます。

(2) 租税特別措置法第67条の適用を受ける医療法人等の特例

租税特別措置法第67条（社会保険診療報酬の所得計算の特例）の適用を受けた医療法人等は、社会保険分の収入金額から当該規定に基づいて算定した社会保険分の経費を控除し、当該控除後の金額を総所得から控除して法人事業税課税所得金額を算定します。

**第2 医療法人等に係る所得金額の計算書（別紙第2号様式及び付表1の1、1の2）記載の手引**

1 この計算書の用途等

この計算書は、地方税法（以下「法」といいます。）第72条の23第1項ただし書の規定の適用を受ける医療法人（公益法人及び人格のない社団等で医療保健業を行うものを含みます。）又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会（特定農業協同組合連合会を除きます。）（以下「医療法人等」といいます。）が、法人事業税の確定申告書又は修正申告書を提出する際に添付してください。

ただし、次の(1)～(3)に該当する場合は、添付する必要ありません。

- (1) 他の都道府県に主たる事務所等を置く医療法人等
- (2) 法人税の申告において租税特別措置法第67条（社会保険診療報酬の所得計算の特例）の規定の適用を受ける医療法人等

この場合には、法人事業税の「所得金額に関する計算書」（地方税法施行規則第6号様式別表5）の備考欄にその旨を記載するとともに、法人税法施行規則別表10(7)の写しを添付してください。

- (3) 別紙第1号様式を提出する医療法人等（社会保険診療に係る収入・経費と自由診療に係る収入・経費とを明確に区分経理している場合）

## 2 各欄の記載のしかた

欄 等	記 載 の し か た
①の欄	法人事業税の「所得金額に関する計算書」の「再仮計⑰」の欄の金額を記載してください。当該金額が欠損である場合は、△印を付して記載してください。
②の欄	当該事業年度の総所得金額又は総欠損金額の算定上、益金又は損金の額として計算した土地等の譲渡益等がある場合に、「土地等の譲渡所得等の明細」（付表4）のMの欄の金額を記載してください。
④の欄	医療保健業とその他の事業を併せ行っている場合の医療保健業の所得金額又は欠損金額を記載してください。 (1) ⑦の欄の金額を⑦の欄の金額と⑧の欄の金額の合計額で除して得た額に③の欄の金額を乗じて得た額を記載してください。 (2) この欄に記載すべき額に1円未満の端数がある場合は、これを切り上げてください。
⑥の欄	付表1の1のアの欄の金額を転記してください。
⑦の欄	付表1の2のウの欄の金額を転記してください。
⑧の欄	付表1の2のエの欄の金額を転記してください。
⑨の欄	⑥の欄の金額を⑦の欄の金額で除して得た額に③の欄の金額又は④の欄の金額を乗じて得た額を記載してください。 この欄に記載すべき額に1円未満の端数がある場合は、これを切り上げてください（なお、③または④が欠損の場合は1円未満の端数を切り捨ててください）。
社会保険診療に係る収入金額の欄	法第72条の23第2項に列挙されている社会保険関係法律の規定に基づく医療の給付について、支払を受ける次の金額を記載してください。 (1) 国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金から支払を受ける金額に査定損益がある場合には、通知のあった日の属する事業年度の収入金額に加算してください。 (2) 被保険者から支払を受ける一部負担金 老人医療費の支給に関する市町村の条例により支払を受ける金額についてもこの欄に記載してください。
⑬の欄	労働者災害補償保険法の規定に基づく医療等の給付により支払を受ける金額を記載してください。
⑭の欄	国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法、その他公務災害に関する法律の規定に基づく医療等の給付により支払を受ける金額を記載してください。
⑮の欄	生活保護法に関する医療等の給付について支払を受ける社会保険分の医療収入以外の収入を記載してください。（内容についてはこの手引の8頁を参照してください。）

欄 等	記 載 の し か た
⑯の欄	介護保険法の規定に関する医療等の給付について支払を受ける社会保険分の医療収入以外の収入を記載してください。（内容についてはこの手引の8頁を参照してください。）
⑰の欄	<p>個人の疾病又はその予防に関する医療等の給付について支払を受ける社会保険分の医療収入以外の収入を記載してください。例として、次のものがあります。</p> <p>(1) 母体保護法等により医療費等として支払を受ける金額</p> <p>(2) 自動車損害賠償責任保険により医療費等として支払を受ける金額</p> <p>(3) 損害保険等の保険金に相当する部分の金額のうち医療費等として支払を受ける金額</p>
⑱の欄	学校又は事業所等との契約により実施する健康診断又は予防接種等の給付により支払を受ける金額を記載してください。
⑲の欄	公衆衛生活動収入、医療相談収入、嘱託収入等の金額を記載してください。
⑳の欄	医療法人等が交付する各種証明書等の手数料、その他証明書等の交付に際して支払を受ける金額を記載してください。
㉑の欄	社会保険関係法律の規定に基づく医療等の給付に係るもの以外に患者から別途支払を受ける入院料、差額ベッド代を記載してください。
㉒の欄	社会保険関係法律の規定に基づく医療等の給付に係るもの以外に患者又は付添人から別途支払を受ける食事代を記載してください。
㉓の欄	作業療法等を通じて生産した農産物等の生産品を販売すること又は物品等の加工若しくは修理を請け負うことにより支払を受ける金額を記載してください。
㉔の欄	他の医療機関等から受託した歯科技工等により支払を受ける金額を記載してください。
㉕の欄	他の医療機関等から受託した検査等により支払を受ける金額を記載してください。
㉖の欄	所得税法第174条に掲げる利子等の収入金額を記載してください。
㉗の欄	電話、電気、ガス、寝具、その他設備器具の使用の対価として患者等から支払を受ける金額を記載してください。
㉘の欄	医療廃棄物及び古紙等不要品の売却による収入金額を記載してください。
㉙の欄	医療保健業に付随して生じる収入及び付帯事業による収入で他のいずれにも該当しない金額を記載してください。
㉚の欄	「償却資産の売却収入等経費の戻入と認められる収入金額の明細」（付表3）のI欄に記載すべき額を記載してください。

欄 等	記 載 の し か た
その他の事業の収入金額	<p>医療保健業以外の事業について支払を受ける金額を記載してください。</p> <p>ただし、医療保健業以外の事業が、医療保健業に比較して独立した事業部門と認められない程度の軽微なものの場合には、医療保健業の付帯事業として、当該金額を㊟の欄に記載してください。</p> <p>「軽微なもの」とは、医療保健業以外のそれぞれの事業の売上金額が医療保健業の売上金額の1割程度以下で、かつ、当該事業の経営規模が同種の事業を行う他の法人の経営規模を上回っていないと認められる程度のものとします。</p>

### 3 その他注意事項

次に掲げる金額は、医療保健業の収入金額には含まれません。これらの金額は、「所得金額の計算の基礎としない収入金額の明細」（付表2）に記載してください。

また、(5)に掲げる金額は、「償却資産の売却収入等経費の戻入と認められる収入金額の明細」（付表3）に記載してください。

- (1) 各種引当金の戻入及び準備金の取崩しによる益金算入額
- (2) 土地等の譲渡に係る益金算入額
- (3) 従業員の社宅等の使用料収入及び従業員の食事代収入
- (4) 収入に計上した国税及び地方税に係る還付金又は充当金若しくは過誤納金の額で、還付（充当）加算金の額を除いた額
- (5) 償却資産の売却収入（売却時の帳簿価額を超えない部分の金額に限ります。）等経費の戻入と認められる収入金額
- (6) 購入棚卸資産に係る仕入割り戻し（リベート）の額として収入に計上した額

### 4 添付資料

医療法人等に係る所得金額の計算書及び明細書（別紙第2号様式、付表1）を提出する場合には、次に掲げる資料を併せて添付してください。

- (1) 所得金額に関する計算書（第6号様式 別表5）
- (2) 所得金額の計算の基礎としない収入金額の明細（付表2）
- (3) 償却資産の売却収入等経費の戻入と認められる収入金額の明細（付表3）
- (4) 土地等の譲渡所得等の明細（付表4）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書
- (6) 「所得の金額の計算に関する明細書」（法人税 別表4）の写し
- (7) 「所得税額の控除に関する明細書」（法人税 別表6（1））の写し
- (8) 「租税公課の納付状況等に関する明細書」（法人税 別表5（2））の写し
- (9) 雑益及び雑損失等の内訳書
- (10) 課税期間分の「消費税及び地方消費税確定申告書」の写し  
【消費税の税込経理を行っている法人（課税事業者に限る。）で、自由診療に係る収入金額から課税売上に係る消費税相当額を控除する場合】
- (11) 上記によっても申告内容が不明の場合は、その他必要とする書類

### 第3 「所得金額の計算の基礎としない収入金額の明細」（付表2）記載の手引

- 1 この明細書は、別紙第2号様式により法人事業税課税所得金額を算定する医療法人等が使用してください。
- 2 この明細書の作成に当たっては、次の諸点に留意してください。
  - (1) D欄の記載に当たっては、収入金額に計上した国税及び地方税に係る還付金、充当金又は過誤納金の額で本税に相当する額を記載してください。還付加算金等の額がある場合には、当該金額は含めないでください。
  - (2) E欄の記載に当たっては、償却資産の売却収入のうち売却時の帳簿価額を超えない部分の金額等経費の戻入部分の金額を記載してください。

### 第4 「償却資産の売却収入等経費の戻入と認められる収入金額の明細」（付表3）記載の手引

- 1 この明細書は、別紙第2号様式により法人事業税課税所得金額を算定する医療法人等が使用してください。
- 2 償却資産の売却収入等経費の戻入と認められる収入金額がない場合は、記載する必要はありません。
- 3 この明細書の作成に当たっては、次の諸点に留意してください。
  - (1) 個々の償却資産等の「売却価額（戻入額）」欄には、当該償却資産等の実際の売却価額（戻入額）を記載してください。
  - (2) 個々の償却資産等の「帳簿価額（経費の額）」欄には、原則として、当該償却資産等の実際の帳簿価額（経費の額）を記載してください。  
ただし、個々の償却資産等の実際の帳簿価額（経費の額）が「売却価額（戻入額）」欄に記載すべき金額を上回る場合には、「売却価額（戻入額）」欄に記載すべき金額と同じ額を「帳簿価額（経費の額）」欄に記載してください。この場合には、実際の帳簿価額（経費の額）を「帳簿価額（経費の額）」欄内に括弧で別書きしてください。
  - (3) 個々の償却資産等の「売却価額（戻入額）」欄の合計額をG欄に、「帳簿価額（経費の額）」欄の合計額（括弧で別書きした金額は除く）をH欄に記載してください。

## 第5 「土地等の譲渡所得等の明細」（付表4）記載の手引き

- 1 この明細書は、別紙第2号様式により法人事業税課税所得金額を算定する医療法人等が使用してください。
- 2 当該事業年度の総所得金額又は総欠損金額の算定上、土地等の譲渡益等がある場合に記載してください。
- 3 この明細書の作成に当たっては、次の諸点に留意してください。
  - (1) 「土地等の譲渡益又は譲渡損」とは、法人税法第50条（交換により取得した資産の圧縮額の損金算入）又は租税特別措置法第3章第6節（資産の譲渡の場合の課税の特例）の規定に基づき損金に算入した額を含む前の金額をいいます。
  - (2) 圧縮額の損金算入額とは、法人税法第50条（交換により取得した資産の圧縮額の損金算入）又は租税特別措置法第3章第6節（資産の譲渡の場合の課税の特例）の規定に基づき損金に算入した金額をいいます。
  - (3) 圧縮額の益金算入額とは、法人税法第50条（交換により取得した資産の圧縮額の損金算入）又は租税特別措置法第3章第6節（資産の譲渡の場合の課税の特例）の規定に基づき損金に算入した金額の全部又は一部を益金に算入しなおした場合の当該益金の金額をいいます。
  - (4) J欄が土地等の譲渡益である場合は、J欄の金額とL欄の金額の合計額を付表2のB欄に転記してください。J欄が土地等の譲渡損である場合は、L欄の金額を付表2のB欄に転記してください。
  - (5) M欄の金額は、別紙第2号様式の②の欄に転記してください。

## 第6 生活保護法及び介護保険法の規定に基づく介護サービス等に係る収入金額

介護保険収入及び生活保護法に規定する介護扶助に係る収入のうち、社会保険分の医療収入は地方税法第72条の23第3項第2号及び第4号により限定されています。

上記以外の介護サービス等に係る収入金額は、すべて自由診療に係る収入金額に計上します。これらの収入については、下記の表に基づき収入判定の区分を行ってください。

※ ただし、下の表に関わらず、次に掲げる収入は、介護保険による給付の枠外で利用者等が負担するものであり、自由診療に係る収入金額に計上します。

- ・ 介護サービスを利用する際に利用者が負担する食費、居住費、滞在費、日常生活費
- ・ 要介護認定の際の意見書作成料

◎：社会保険診療分（付表1の1に記載）、○：自由診療分（付表1の2に記載）

	介護サービス等の種類 (〈〉内は通称等)	収入判定区分
訪問・居宅サービス等	(介護予防) 訪問看護	◎
	(介護予防) 訪問リハビリテーション	◎
	(介護予防) 居宅療養管理指導	◎
	(介護予防) 通所リハビリテーション 〈デイケア〉	◎
	(介護予防) 短期入所療養介護 〈医療系施設のショートステイ〉	◎
	○上記以外の訪問・居宅サービス (介護予防含む) ・ 居宅介護支援 ・ 訪問介護 〈ホームヘルプサービス〉 ・ 訪問入浴介護 ・ 通所介護 〈デイサービス〉 ・ 短期入所生活介護 〈福祉系施設のショートステイ〉 ・ 特定施設入居者生活介護 〈有料老人ホーム等〉 ・ 福祉用具貸与 等	○
施設サービス等	介護保健施設サービス 〈介護老人保健施設〉	◎
	指定介護療養施設サービス 〈介護療養型医療施設〉	◎
	介護医療院サービス 〈介護医療院〉	◎
	介護福祉施設サービス 〈特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設) 〉	○
地域密着型サービス ・ その他	○地域密着型各サービス (介護予防含む) ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・ 看護小規模多機能型居宅介護 ・ 夜間対応型訪問介護 ・ 認知症対応型通所介護 ・ 地域密着型通所介護 ・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 認知症対応型共同生活介護 〈グループホーム〉 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 等	○
	○その他のサービス ・ 地域支援事業 (介護予防・日常生活支援総合事業等) によるサービス 〈通所型サービス、訪問型サービスなど〉 ・ 市町村独自のサービス 〈市町村特別給付〉 ・ 上記のほか、当表に列挙されていない介護保険によるサービス・事業 等	

(30-04)